

## 大江町産業立地促進資金融資制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町における産業立地等を促進するために、山形県と協調して中小企業者の立地等に必要な資金の融資を支援し、もって本町産業の振興に資することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、大江町産業立地促進資金融資制度（以下「融資制度」という。）を設置する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 取扱金融機関 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行（山形支店）、北都銀行（酒田支店）、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合及び商工組合中央金庫（山形支店・酒田支店）をいう。

### (融資対象者及び融資条件等)

第4条 融資対象者、資金使途、融資限度額、融資期間及び融資利率は、別表のとおりとする。なお、融資利率については、山形県指定金融機関の短期プライムレートを基準とし、当該利率から1.275%を差し引いた利率を適用することとし、短期プライムレートの変動による既往融資の利率は、変動の日以後に到来する最初の利払日の翌日から適用する。

2 担保及び保証人の要否は、取扱金融機関の定めるところによる。

### (認定申請及び融資手続)

第5条 資金の融資を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、融資の手続が適当であると認めたときは、大江町産業立地促進資金認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた者は、認定書を添付して取扱金融機関に融資の申込みを行うものとする。

(資金の措置及び融資枠)

第6条 町長は、この制度を実施するため、予算の範囲内で融資実績に応じ、取扱金融機関に融資原資を預託するものとする。

2 取扱金融機関に対する預託金利及び融資枠は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町から金融機関への預託金利 無利子
- (2) 融資枠 預託額の3.0倍以上

(融資状況等の報告)

第7条 取扱金融機関は、毎月の融資状況について、融資実績表(様式第2号)及び融資明細表(様式第3号)を毎月10日までに、町長に提出しなければならない。

(保証料の補給)

第8条 保証協会の保証によりこの融資制度による融資を受ける場合の保証料については、大江町山形県信用保証協会保証料補給金交付規程(平成2年告示第10号)による。

(調査)

第9条 町長は、この融資制度に係る事項について調査をすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、融資制度に基づき取扱金融機関が行った融資に係る取扱いについては、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

区分	内容
資金名	大江町産業立地促進資金
融資対象者	<p>本町産業の高度化に資することが期待できるものであって、次のいずれかに該当するものとして町長の認定を受けたもの</p> <p>(1) 町内の工業団地等に立地しようとするもの</p> <p>(2) 町内に大規模な立地を行うもの又は県外から新たに町内に立地するもの（但し、新たに町内に立地するものは製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地するもの若しくは本社機能を移転するものに限る。）</p> <p>(3) 町内の工業団地等に立地しているもの又は(2)を利用して町内に大規模な立地を行ったものであって、増設・増築を行うもの</p>
資金使途	<p>立地又は増設・増築を行うために必要な設備資金（入居保証料等及び賃借建物の改築改造等を含む）、運転資金とする。なお、当該事業と同時期に行われる設備の導入並びに土地取得に要する資金を含む。ただし、老朽化等による単なる設備等の更新は含まない。</p> <p>設備投資に先行して要する土地取得資金は、立地の計画が確実なものであり、事業所又は工場等の建設の着工が土地取得後概ね3年以内に見込まれる場合に対象とする。</p>
融資限度額 (残高通算)	対象経費の全額（ただし、20億円を限度とする。）
融資期間	<p>設備資金 20年以内（うち措置3年以内）</p> <p>運転資金 15年以内（うち措置3年以内）</p>
融資利率	年0.7%（ただし、短期プライムレートが変動した場合、その変動幅にあわせ、既往の融資を含め融資利率を変動させる。）

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本町産業の高度化に資する」とは、品質、性能の向上した新製品の創出、新たなサービスの開発、高度技術を用いた生産の効率化、経営の能率向上等により、町内産業の中核的役割に寄与するものをいう。
- (2) 「工業団地等」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業等導入地区、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく工業専用地域及び国又は地方公共団体（これらの出資又は出損金が50パーセントを超える関係機関を含む。）によって造成された工業団地をいう。

- (3)「立地」とは、工業団地等の土地の取得等（リースを含む。）とともに移転又は新設を行う場合をいう。なお、この場合における土地の取得時期と設備投資の時期については必ずしも同時期である必要はなく、当初で計画した数次に渡る設備投資も対象とする。
- (4)「大規模な立地」とは、土地取得を除いた総投資額が15億円以上となるもので、かつ、新たな町内の常用雇用者を創出するものをいう。
- (5)「県外から新たに町内に立地する」とは、県外に本店を有し、かつ県外の資本が過半数を出資するものが、町内に新規に立地する又は新たに別会社若しくは組合を設立し新規に立地するもので、かつ新たな町内の常用雇用者を創出するものをいう。
- (6)「山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地するもの」とは、山形県企業立地促進補助金交付要綱別表の区分「7新設（物流関連施設、一般）」に該当する補助金を受けて立地するものをいう。
- (7)「増設・増築」とは、工業団地等又は大規模な立地を行った先の敷地内において、工場等の事業用面積が増加する建物の建設及び増改築をいう。